

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程を次のように定める。

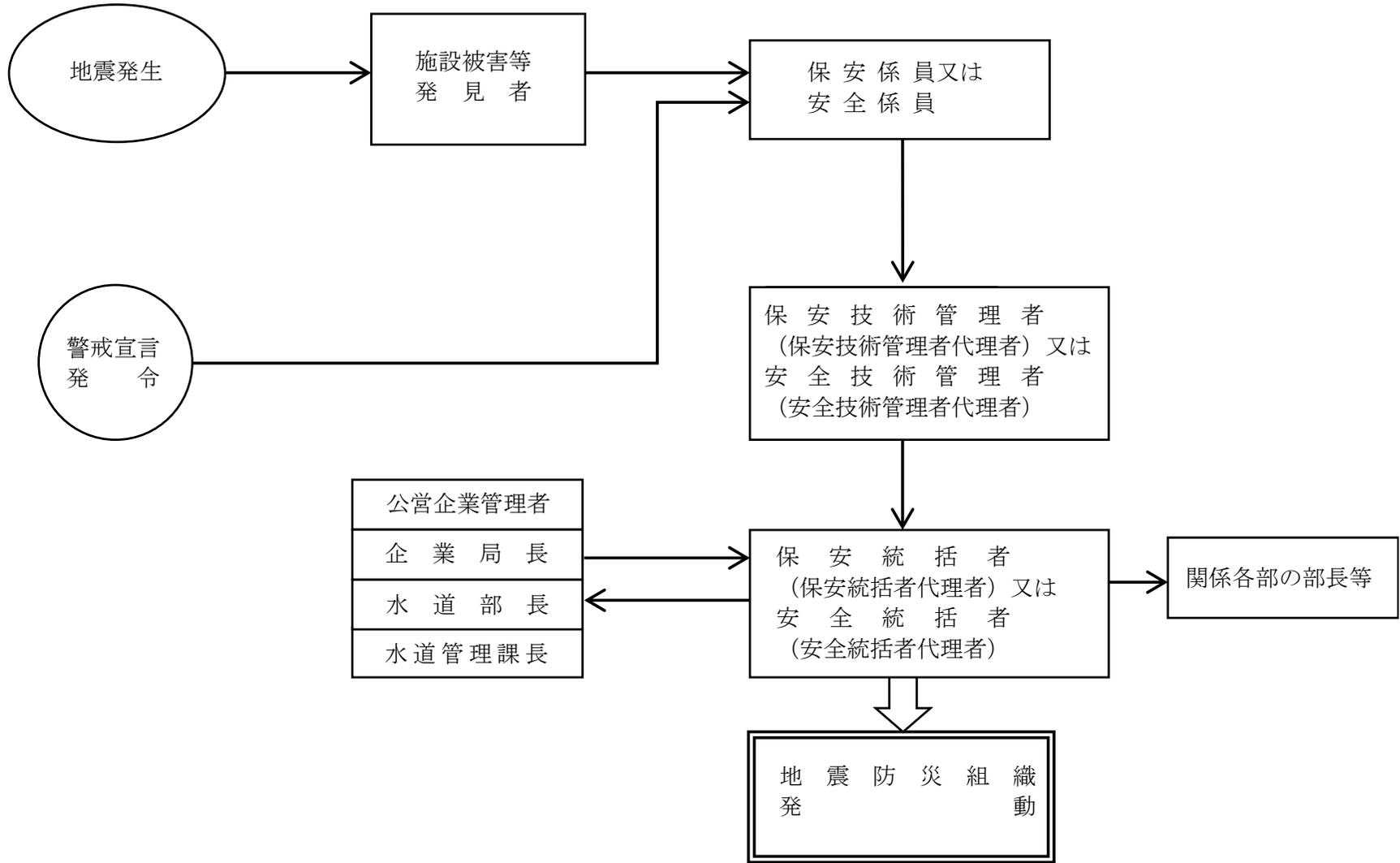
平成三十年四月六日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程（昭和六十年埼玉県公営企業管理規程第六号）の第八条及び別表2を次のように改正する。

第八条 施設等の全部又は一部を停止した後の運転の再開に当たっては、埼玉県企業局高圧ガス危害予防規程（昭和六十年四月一日決裁）第四十三条又は、埼玉県企業局高圧ガス危害予防要領（平成三十年三月三十日決裁）第四十二条の規程に基づき定められた異常時の措置基準により、施設等の点検及び整備を行ない、安全を十分に確認する。



附則

この規程は、平成三十年四月六日から施行する。